#### ○朝霞市障害者移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日要綱

改正

平成22年4月1日 平成22年10月1日 平成25年4月1日 平成27年4月1日 平成27年4月1日 平成30年5月7日 平成30年9月28日

朝霞市障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 朝霞市障害者移動支援事業(以下「事業」という。)は、屋外での移動に困難がある障害者・児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、朝霞市とする。

(利用時間)

第3条 この事業での利用時間は、1箇月128時間を限度とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、第13条の表のとおり、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。ただし、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護において利用できる場合は、同サービスを優先する。また、宿泊を伴う外出においては、初日及び最終日以外については1日当たり8時間を上限とする。

(事業者)

- 第5条 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。
- 2 事業者は、原則として法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業所で、居宅介護を行

う事業者とする。

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第2条第1項第1号に規定する障害者又は医師により発達に障害があると判断された者等、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第4項に規定する同行援護を利用することができる者を除く。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者又は、その保護者(以下「申請者」という。)は、朝霞市障害者移動支援事業利用登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、 利用の可否を決定したときは、朝霞市障害者移動支援事業利用決定・却下通 知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 利用決定を受けた障害者等(以下「利用者」という。)には、朝霞市障害者移動支援利用登録者証(様式第3号)(以下「利用登録者証」という。) を交付するとともに朝霞市障害者移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(有効期間及び更新)

- 第9条 前条の規定による利用決定の有効期間は、登録を受けた日から最初に 到達する6月30日までとする。
- 2 前項の有効期間の満了後は、利用者は、この事業を継続して利用するものとみなし、市長は有効期間を更新するものとし、当該有効期間は、毎年7月 1日から6月30日までとする。ただし、有効期間中に当該事業の利用のない 者については、利用の見込みがないものとし、更新を行わないものとする。 (利用の方法)
- 第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、利用登録者証を事業所 に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用の取消し)

- 第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規 定による利用決定を取り消すことができる。
  - (1) この事業の対象者でなくなった場合
  - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

- (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、朝霞市障害者移動支援事業利用決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。 (利用者の届出義務)
- 第12条 利用者又はその保護者等は、次に掲げる事項に該当するときは、朝霞市障害者移動支援事業利用登録変更・中止届(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 利用者の住所等を変更した場合
  - (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
  - (3) 利用の中止をしようとする場合
- 2 利用者は、利用登録者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、利用登録者証の再交付を受けなければならない。

(利用料)

第13条 利用者又はその保護者等は、利用料として次の表に掲げる金額の1割を事業者に支払うものとする。ただし、サービス利用中の移動支援従事者の交通費、入館料その他これに類する経費、その他利用者が負担することが適当な経費については、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないも の
30分以内	2,480円	1,020円
30分を超え60分以内	3,920円	1,910円
60分を超え90分以内	5,700円	2,670円
90分を超え120分以内	6,510円	30分ごとに680円を加
120分を超え150分以内	7,320円	算する。
150分を超え180分以内	8,130円	
以下30分ごと	30分ごとに810円を加算する。	

#### 備考

1 180分を超える身体介護を伴うもの及び90分を超える身体介護を伴わ

ないものについては、市長が特に必要と認めた場合に行うものとする。

- 2 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間については、25パーセントに相当する額を加算する。
- 3 午後10時から午前6時までの間については、50パーセントに相当する額を加算する。
- 4 委託料の支払いにおいて、円未満の端数が生じたときは切捨てとする。(利用者負担の上限)
- 第14条 移動支援における利用者負担月額上限については、<u>障害者の日常生活</u>及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 第17条第1項第1号から第4号までに定める額とする。

(委託料)

- 第15条 第5条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、第13条又は前条に掲げる利用料を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。
- 2 事業者は、サービスを提供した月の翌月末までに、市長に対し当該月に係 る委託料を一括して請求するものとする。

(事業者の遵守事項)

- 第16条 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 秘密の保持 委託事業の実施により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
  - (2) 個人情報の保護 委託事業を実施するにあたっては、個人情報保護の 重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分注意して実施するよう努め ること。
  - (3) 個人情報の収集制限 委託事業を行うため個人情報を収集するときは、 委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
  - (4) 個人情報の目的外使用の禁止 委託事業を実施するため収集又は作成 した個人情報は、その目的以外に使用してはならない。
  - (5) 個人情報その他委託事業にかかる事故報告 個人情報について第三者 への漏えいその他の事故が発生した時は速やかに甲に報告すること。
  - (6) 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所 ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
  - (7) 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - (8) 事業者は、利用者に対し、その提供するサービス内容、料金及びサービス提供に従事する職員の有する資格等を明示しなければならない。
  - (9) 事業者及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を

講じなければならない。

- (10) 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。 (利用者の遵守事項)
- 第17条 利用者又はその保護者は、利用登録者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

# 別表(第4条関係)

<u>別表</u>	(第4条関係	
項目		内容
1	① 社会	ア 権利・義務に関する相談・手続き
移	生活上	イー学校行事への参加、PTA活動など
動	必要不	ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど
0	可欠な	エ 日常生活上必要な買い物など
種	移動	オ 理容、美容、着付けなど
類		カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契
		約・相談など
		キ 官公庁や金融機関への外出
		ク 公的行事への参加
		ケ その他前各号に準ずる移動支援
	② 社会	アー各種行事・研修会
	参加の	イ 冠婚葬祭
	ための	ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加
	移動	エ 初詣・墓参りなど社会的習慣
		オーボランティア活動など
		カ 通学のための一時的な利用(緊急、やむを得ない場
		合)
		キ 通所のための一時的な利用(緊急、やむを得ない場
		合)
		クー外食

		ケ レジャー・レクリエーション・旅行(宿泊先での移動)・スポーツ観戦コ 映画鑑賞・観劇等 サ その他前各号に準ずる移動支援
	対なな変を動している。	ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動支援 イ 病院への通院等(身体介護や乗降介助(介護保険制度を含む)等を利用できない場合を除く) ウ 介助者自ら運転する介護輸送(無償・有償は問わない) エ ギャンブル・飲酒を目的とした移動支援 オ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動支援 カ その他、経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動支援 キ 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する支援 ク その他前各号に準ずる移動支援
2 付 随 し た 行	①情報の 伝達	ア 視覚障害児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。 イ 全身性障害児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。 ウ 知的障害児・者には、行き先の指示・案内などを行う。
為	②代行行 為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為を本人の指示 どおり代行するが、その際は、第三者のいるところで 本人の確認を受けることとする。 イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
	③ 身 体 介 助	ア 移動介護中において発生する食事・着脱衣・排泄など、身体介護を必要とする場合に行う。
	④利用者	ア 講演会、スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先での介

が行う 活動へ の支援 助を含めた支援を行う。ただし、資格・習熟・準備を 要する活動、危険を伴う活動などを除くこととする。

様式第1号(第7条関係)
--------------

### 朝霞市障害者移動支援事業利用登録申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

次のとおり朝霞市障害者移動支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

	フ	リガナ				生	年月日		年		п		
申號	氏	名							4		月	日	
請者	住	所											
	13.3	///				電	話番号		(		)		
フリ	ガナ						生年						
決定	に係る						月日		年		月	日	
児童	氏名						続柄						
身化	本障害			療育手	梔			精神	保健福	ī.			
	手 帳番号			番号					帳番号				
	相談所 • 診断		談所等の	有 ・ 判定機 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			年		月	) 目)	その他		
				(14/2-1	74 11				•	/	lie.		

他用のサ状	障害福祉 サービス	障害程度 区分	有・無	区分 1 2 3 4 5	6	有効期間		
サ 状   		利用中のサー	・ビスの種	類と内容等				
利	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度		支援( 介護12		
		利用中のサー	- ビスの種	類と内容等	•			
申の請種	種 別	身体介護有	り月	時間	身体分	介護なし	月	時間
する支援・内容	内 容							

私は、私と私の世帯全員の住民基本台帳及び課税台帳の情報を朝霞市障害者移動支援 事業登録資格確認のため、朝霞市が使用することに同意します。

年 月 日

氏名 印

備考:課税状況が確認できない場合は、軽減措置等の上限負担額の判定ができません。

## 様式第2号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

朝霞市障害者移動支援事業利用決定・却下通知書

第 号 年 月 日

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで申請のあった、朝霞市障害者移動支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

#### 1 決定

決	定 番	号	第	号	有効期間	年	月	日まで
決定者	フリカ				生年月日	年	月	日
者	住 所	ŕ	埼玉県		電話番号	(	)	
	ガナ				生年 月日	年	月	日
1	氏名				続柄			

	種 別	身体介護有り	月	時間	身体介護なし	月	時間
決定	費用負担						
上内容	支援内容						

#### 2 却下

, ,		
却下理由		

### 様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

(裏)

#### 注 意 事 項

- 1 この利用登録者証は、あらかじめ朝霞市に登録された 民間サービス事業者 (事業者) でサービスの提供を受け る際に使用するものです。
- 2 サービスを受けるときは、この利用登録者証を事業者 へ提示してください。
- 3 サービスを受けたときは、その事業者に定められた利用料をお支払いください。
- 4 この利用登録者証を使用して受けられるサービス時間 数の限度は、1 箇月 1 2 8 時間までです。
- 5 次の場合は、必ず届出をしてください。
- (1) 登録内容に変更があったとき。
- (2) この利用登録者証を亡失したとき。
- 6 有効期間満了日の 1 箇月以内に更新手続きをしてくだ さい。

(表)

卓	明霞市障	害者移動	支援	利用	登録	者証
登	録番号	第			号	
登	氏名					
録	住所					
者	生年月日					
保	氏名			続相	丙	
護	住所					
者	電話					
有	効期間	年 月	В~	年	月	日まで
利用	者負担	1 生山	利月	月者		
割合		1割	負担	且上		円
			限額			
介護	の有無	7	有	•	無	
	年	月	日交付	+		
発	行者	剪	用霞	市	長	印

## 様式第4号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

### 朝霞市障害者移動支援事業利用決定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

朝霞市長

囙

年 月 日付け 第 号で決定した朝霞市障害者移動支援事業 利用登録について、次のとおり取消したので通知します。

決	定	1	F	号	第		号	有	一効期間	1	年		月	日	まで
決定者		フリ		<sup>1</sup> ナ 名					E年月日		年	月	]	日	
者		住	所	ř	埼玉県			Ą	:話番号	-	(		)		
フリ決定			-						生年 月日		年	J.	]	日	
児童	氏名	1							続柄						
決定	÷	1	重	別	身体	介護有り	月		時間	身体介	護な	L	月		時間
決定內容	7	費	用	負担											

取消
----

様式第5号(第12条関係)

## 朝霞市障害者移動支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所 氏 名

(EII)

朝霞市障害者移動支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のと:
--------------------------------

申		ガナ : 名		E年月日	年	月	日	
請者	住	所	fi.	<b>范話番号</b>	(	)		
				生年 月日	年	月	日	
児童	任任名			続柄				
_			-tr -tr -r 1r					

身 体 障 害 者 手 帳番号	療育手帳番号	精神保健福 祉手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判定・診断の有無	有 · 無 (判定機関名 (判定年月日	年 月	) 日)

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏名等		
居住地		
その他		
備考		

样式第6号	- (第12条関係)
饿 凡 弗 0 万	「 し 男 14米 )男 (常 )

様式第6号(第12条関係)

朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証再交付申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所 氏 名 卿

朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決	定 番	号	第	号					
決定者	フリ 氏	ガナ 名			生年月日	年	月	日	
者	住	所	埼玉県		電話番号	(	)		
					生年 月日	年	月	日	
児童	に係る 氏名				続柄				

F	耳	交	付	の	理	由
	,	^	,,,	- /		1-4